

改定トピックス

医療関係職種の賃上げ 新設 ベースアップ評価料

令和6年度診療報酬改定の目玉とされた賃上げに係わる評価料が下表の通りに新設された。賃上げ対象職員が在籍する保険診療中心の医療機関が届出を行うことで、初・再診料などの基本診療料、小児科外来診療料などの括診療料、訪問診療料、入院基本料、特定入院料、短期滞在手術基本料など(以下、初再診料等)を算定時に、各評価料を算定できる。その評価料による増収分を対象職員の賃上げに充てることを要件付けることで、厚労省は医療関係職種の賃上げを促す狙いだ。

全体的な賃上げ政策としては、新設点数や初再診料等の点数引き上げなどを組み合わせて、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%の賃上げを目指すとされた。そのうち対象職員(下表)への賃上げ費用については、一定割合までは①～⑤の各ベースアップ評価料

(以下、ベア評価料)で賄えるように点数が整備された。ベア評価料の届出を行う場合には、ベア評価料による増収分は全て対象職員への賃上げ費用に充当することとされ、その給与総額を令和5年度比で、診療所では1.2%以上、病院・有床診療所では2.3%以上増額することとされ、定期的な実績報告が求められる。

実績報告に計上できる給与項目は、基本給及び毎月決まって支払われる手当、基本給の引き上げに連動して引き上がる賞与などが該当する。定期昇給分や業績に連動した賞与は対象外。

なお、事務職員や勤務医師等については初再診料等の増点数分を用いて賃上げ対応すべきとされ、ベア評価料による賃上げからは対象外とされた。

6月1日から算定を開始する場合は、5月2日～6月3日までに受理

される必要がある。新規届出時と届出後の毎年6月には「賃金改善計画書」の提出、毎年3、6、9、12月には計画と実績の振り返り(1割以上の変動がある場合は届出区分の変更)、毎年8月には「賃金改善実績報告書」を提出する。

無床診療所における対応

①又は③の届出準備として、賃金改善計画書と様式95を作成する。次に、直近の初再診料等の算定回数実績を用いて①又は③による増収見込み額を計算し、それだけでは対象職員の賃上げ率1.2%以上の達成には足りないことが見込まれる医療機関においては②又は④のベア評価料(II)を併せて届け出ることができ、様式96を用いて届け出る。なお、自院が②又は④の届け出ができるかどうかは、厚労省ホームページの「評価料計算支援ツール(Excelファイル)」に直近3カ月の初再診料等の算定回数を入力することで確認できる。

病院・有床診療所における対応

下表①の届出準備として、賃金計画書と様式95を作成する。次に、直近の初再診料等の算定回数を用いて①による増収見込み額を計算し、それだけでは対象職員の賃上げ率2.3%以上の達成には足りないことが見込まれる医療機関においては、⑤を併せて届け出ができる。外来・在宅患者には①を算定し、入院患者には⑤を算定する。

急性期病院においては、外来・在宅患者には①を、入院患者には看護職員処遇改善評価料と⑤を算定する。

● ● ●
先生方におかれでは多数の疑義が生じるところだろう。現時点では不明点が多く、今後の疑義解釈資料などで判明し次第、本紙等で案内していく。なお、賃上げをする・しない、ベア評価料の届出をする・しないは各医療機関の自由である。令和8年度改定以降も継続される点数なのか不明な点にも考慮し、対応を検討されたい。

点数	対象医療機関	賃上げの対象職員
①外来・在宅ベースアップ評価料(I) ※①を算定時に併算定する	初診時6点、再診時2点、訪問診療時(イ:同一建物居住者以外の場合28点、ロ:イ以外の場合7点)	病院・医科診療所※1
②外来・在宅ベースアップ評価料(II) ※①を算定時に併算定する	初診時又は訪問診療時8～64点、再診時1～8点(8区分)	①では対象職員の賃上げ率1.2%に届かない医科診療所※2
③歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) ※③を算定時に併算定する	初診時10点、再診時2点、訪問診療時(イ:同一建物居住者以外の場合41点、ロ:イ以外の場合10点)	歯科診療所※1
④歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II) ※④を算定時に併算定する	初診時又は訪問診療時8～64点、再診時1～8点(8区分)	③では対象職員の賃上げ率1.2%に届かない歯科診療所※2
⑤入院ベースアップ評価料	1～165点までの165区分	①又は③では対象職員の賃上げ率2.3%に届かない病院・有床診療所※2

*1 対象職員が1名以上在籍している医療機関、*2 対象職員が常勤換算で2名以上在籍し、保険診療等収入が8割超であって、ベースアップ評価料(I)の届出がされている医療機関



2022年度 個別指導指摘事項 ④

本資料は、長野県保険医協会が開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできないことに留意の上、参考とされたい。

II. 管理・請求事務・施設基準等に係る事項

4. 揭示・届出事項等

(1) 揭示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

① 施設基準に関する事項を掲示していない。(10)

「機能強化加算」、「外来感染対策向上加算」(2)、「連携強化加算」(2)、「時間外対応加算1」、「時間外対応加算2」(2)、「がん性疼痛緩和指導管理料」、「小児運動器疾患指導管理料」、「二次性骨折予防継続管理料3」(2)、「ニコチン依存症管理料」、「がん治療連携指導料」(2)、「検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料」、「別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所」(2)、「別添I

の「第9」の2の(4)に規定する在宅療養実績加算1」、「在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料」(2)、「在宅がん医療総合診療料」、「ロービジョン検査判断料」、「CT撮影及びMRI撮影」、「外来後発医薬品使用体制加算2及び3」、「運動器リハビリテーション料(Ⅰ)」、「短期滞在手術等基本料1」

②個人情報の取扱について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド」を参考に掲示を行うこと。(16)

③明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。(8)

④明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。(14)

⑤明細書の発行状況に関する事項の掲示について、下記の内容を含めること。

・無償で交付する事項
・一部負担金等の支払いがない患者に関する事項

・明細書の交付を希望しない場合の事項

⑥明細書の発行状況に関する事項の掲示について、会計窓口に明細書の交付を希望しない場合の掲示がなく、患者の意向が確認できない。

(2) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに関東信越厚生局長野事務所に届け出ること。

① 診療時間の変更(4)

② 保険医の異動(採用)

③ 保険医の異動(採用及び退職)

5. その他

(1) 開設者及び管理者は今回の指導内容を踏まえ、療養担当規則等の諸規則を理解し、適正な保険請求に努めること。また、上記で指摘した事項については診療部門及び医事会計部門と十分な連携を図り、早急に改善を図ること。

今号で連載は終了。

【医科】新点数関連書籍

点数表改定のポイント

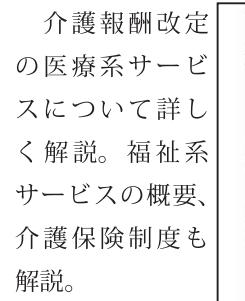
B5版 784頁 全国保険医団体連合会発行
会員価格 3,500円(定価 5,000円)



現行点数と新点数の違いをオリジナルの図表を用いて分かりやすく解説!

医療系介護報酬改定のポイント

B5版約740頁 全国保険医団体連合会発行
会員価格 3,150円(定価 4,500円)



画像は前回発刊時のもの